

令和 8 年 9 月 1 日
金 融 庁

無登録で暗号資産交換業を行う者について (Izakaya Limited)

無登録で暗号資産交換業を行う者について、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 16. 暗号資産交換業者関係Ⅲ－1－6 (2) ②に基づき、本日、警告を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

- ・業 者 名 等：Izakaya Limited
代表者 不明
- ・所 在 地：Room 1701, 17/F, Wai Fung Plaza, 664 Nathan Road, Mongkok, Kowloon, Hong Kong
- ・内 容 等：インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの
- ・備 考：インターネット上で暗号資産取引を行っている「IZAKA-YA」を運営している。

※ 上記は、インターネット上の情報に基づいて記載しており、「業者名等」「所在地」は、現時点のものでない可能性があります。

連絡・問い合わせ先
金融庁 資産運用・保険監督局
暗号資産・ステーブルコイン課
暗号資産モニタリング室
TEL 03-3506-6000 (代表)